

消防危第 284 号
令和 2 年 12 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の公布について

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 124 号）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるときとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 様式上に規定されている押印に関する事項（危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）様式及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 165 号。以下「改正省令」という。）別記様式関係）

規則及び改正省令に規定する各様式における届出者等の押印については不要とし、各様式中の㊟マークが削除されたこと。

第二 危険物取扱者免状の写真に関する事項（規則第 52 条関係）

規則に規定する危険物取扱者免状の写真に関し、宗教上又は医療上の理由がある者については顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことを認めることとされたこと。

第三 定期点検の期限に関する事項（規則第 62 条の 4～第 62 条の 5 の 4 関係）

危険物施設の定期点検について、災害その他非常事態による事由に

より規則に定める期限までに行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができることとされたこと。

第四 施行期日に関する事項（附則関係）

この省令は、公布の日から施行すること。

(連絡先)
消防庁危険物保安室
担当：勝本、竹中
TEL：03-5253-7524
FAX：03-5253-7534